

# ■排水設備と公共下水道

下水道は大きく分けて、排水設備と公共下水道から成り立っています。

排水設備とは、家庭や事業所で発生した汚水は「公共ます」に、雨水は「水路」に流すための宅地内に設ける排水施設のことで、その施設はみなさまの負担により施工し、また維持管理していただきます。

公共下水道とは、「公共ます」に流入した汚水を処理場まで、「水路」に流入した雨水を河川まで運ぶ施設のことで、その施設は町が施工し、また維持管理を行います。 ※排水設備とは、家屋内外の排水管、これに固着する洗面器、水洗便所設備（浄化槽は除く）のことです。

## 1. 今までの下水処理は



くみ取り式便所の場合



浄化槽式トイレの場合



- 水洗便所への改造工事は3年以内に。
- 浄化槽を設置されている方は速やかに。

くみ取り便所は、「供用開始」の告示があった日から3年以内に水洗化するよう法律で義務づけられています。したがって、くみ取り便所の改造に合わせて台所・風呂などの排水設備工事をしていただきます。

また、処理区域内においては、建築基準法により新築、改築する場合は、便所を水洗化しなければなりません。

また、水質の規制から事業場では除害施設を設置していただく場合があります。

## 2. これからの下水処理は

(分流式公共下水道)

